

# 平成28年 第2回臨時会

## 議案 参考資料 2

議案第70号 工事請負契約の締結について（海老名市立下今泉保育園整備事業）

|                   |    |
|-------------------|----|
| 選定結果              | 1  |
| 公募型プロポーザル実施要項（抜粋） | 5  |
| 審査要領              | 19 |

海老名市立下今泉保育園整備事業  
発注事業者選定結果について

保健福祉部子育て支援課

## 1 経緯

海老名市では海老名駅西口周辺及び駅間地区の開発などにより、人口増が見込まれ保育需要の増加が想定されることから、待機児童解消に向け、保育施設を増設・拡充していく必要があります。

また、下今泉保育園は、当初の建築（昭和48年）から43年が経過し、老朽化が著しい状況にあることから、建て替えて定員増を図る必要があります。

このため、保育状況を改善し、市民が安心して子育てできる環境を整えることを目的として下今泉保育園を建て替えることとしました。

施工にあたっては、民間の専門的なノウハウを活用するとともに、工期短縮及び工事費縮減の観点から、設計・施工一括発注公募型プロポーザルの方式で提案をいただき、選定委員会で慎重に審査をしましたので、この結果を報告いたします。

## 2 選定委員

委員長 橋本 祐司 委員（保健福祉部長）

副委員長 渋谷 明美 委員（保健福祉部次長（福祉担当））

萩原 小百合 委員（保健福祉部参事兼子育て支援課保育・幼稚園  
担当課長）

柳田 理恵 委員（財務部次長）

吉田 聡 委員（施設管理課長）

## 3 提案法人

(1) 匠建設・相和技術研究所異業種特定建設共同企業体

匠建設株式会社 代表取締役 佐藤 豊明

(2) アイグステック・自由建築設計事務所異業種特定建設共同企業体

アイグステック株式会社 代表取締役 塩谷 政志

## 4 選定概要（一次審査）

(1) 日にち 平成28年10月12日（水）

(2) 場所 海老名市役所7階 706会議室

- (3) 内容 書類審査
- (4) 方法 審査基準に基づき、各委員が14項目の審査項目を採点します(100点満点)。選定委員の合計点を満点の合計点で除した点数が60%に満たない場合は失格となります。
- (5) 結果 いずれの者も一次審査を通過しました。

|         |                                 |                                       |
|---------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 提案法人    | 匠建設<br>・相和技術研究所<br>異業種特定建設共同企業体 | アイグステック<br>・自由建築設計事務所<br>異業種特定建設共同企業体 |
| 委員全員の合計 | 337点                            | 323点                                  |
| 60%との照査 | 67.4%                           | 64.6%                                 |

## 5 選定概要(二次審査)

- (1) 日にち 平成28年10月24日(月)
- (2) 場所 海老名市役所7階 704会議室
- (3) 内容 プレゼンテーション及びヒアリング
- (4) 方法 一次審査を通過した事業者について、プレゼンテーション及びヒアリング(1者30分間)を行い、採点します。各委員が審査した順位をそのまま点数とし、この合計点が少ない者が上位となります。
- (5) 結果 次のとおり第一順位者が選定されました。

|         |                                 |                                       |
|---------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 提案法人    | 匠建設<br>・相和技術研究所<br>異業種特定建設共同企業体 | アイグステック<br>・自由建築設計事務所<br>異業種特定建設共同企業体 |
| 順位による採点 | 6点                              | 9点                                    |
| 採点の内訳   | 1位…4人、2位…1人                     | 1位…1人、2位…4人                           |
| 結果      | 第一順位者                           | 第二順位者                                 |

## 6 まとめ

匠建設・相和技術研究所異業種特定建設共同企業体は、園舎の快適性、安全性等について、柔軟な対応が期待できると判断されました。

また、設計・施工一括発注方式による工期短縮及び工事費用縮減についても期待できると判断されました。

一般的に業務理解度及び実現性が高いと評価されました。

# 下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要項(抜粋)

## 1 目的

海老名市では海老名駅西口周辺及び駅間地区の開発などにより、人口増が見込まれ保育需要の増加が想定されることから、待機児童解消に向け、保育施設を増設・拡充していく必要がある。

また、下今泉保育園は、当初の建築（昭和48年）から43年が経過し、老朽化が著しい状況にあることから、建て替えて定員増を図る必要がある。

そのため、本業務は、下今泉保育園を建て替えることで保育状況を改善し、市民が安心して子育てをできる環境を整えることを目的とする。

## 2 下今泉保育園のコンセプト

- ・家庭的な雰囲気の中で、心身ともに安心して過ごせる
- ・自然に恵まれた場所を活かし、散歩を楽しめる
- ・健康でたくましく、思いやりのある情緒豊かな子どもたちの成長

今回の建て替えに当たっては、上述の下今泉保育園の伝統をコンセプトにし、新しい園舎・園庭にもこれらを引き継いでいきたいと考えている。

また、神社、酒蔵、田園等といった周辺地域との調和を図っていきたい。

なお、設計・施工一括発注の公募型プロポーザルによって新しい園舎に建て替えることから、新しいコンセプトの提案も可とする。

## 3 業務の概要

- (1) 業務名 海老名市立下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注業務
- (2) 選定方式 公募型プロポーザル（設計・施工一括発注方式）

## 4 計画概要

- (1) 施設の名称 海老名市立下今泉保育園
- (2) 建設予定地 海老名市下今泉五丁目8番23号

- (3) 敷地面積 2063.40 m<sup>2</sup> ※ 当初建築時…1,704.15 m<sup>2</sup>  
(4) 延床面積 605.415 m<sup>2</sup> (上限) ※ 既存…403.61 m<sup>2</sup>  
(5) 構造・規模 木造・二階建て  
(6) 駐車場等 駐車場 10 台程度 (うち 1 台は障がい者用)、駐輪場 10 台程度  
(7) 用途地域等 市街化調整区域、用途地域の指定なし  
(8) 防火指定 なし (建築基準法第 22 条区域)  
(9) 建ぺい率・容積率 50%・100%

(10) 業務内容

- ① 設計・監理 一式 (建築工事、電気設備工事、機械設備工事、解体工事、  
外構工事、地質調査等)  
② 工事 一式 (建築工事、電気設備工事、機械設備工事、解体工事、外構工  
事等)

※ 詳細は、別紙「下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注要求水準書」  
を参照。

- (11) 上限額 280,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)  
※ 見積額が上限額を超えた場合、失格とする。

- (12) 契約期間 平成28年11月から平成30年1月まで

(13) 事業スケジュール

- ① 基本・実施設計 平成28年11月から平成29年3月まで ※ 想定  
② 工事 平成29年3月から平成30年1月まで ※ 想定  
・新築工事は平成29年8月末に完了  
・現保育園の解体工事は平成29年10月に着工、完了  
・外構工事現場作業は平成29年12月に完了  
③ 供用開始 平成29年10月1日

## 5 参加資格等

### 《参加資格》

- (1) 本業務への参加希望は、次の基本的事項を満たしていることを条件とする。

- ① 参加希望者は、単体企業又は複数の者で構成される共同企業体 (別途、異業

種特定建設共同企業体協定書の提出が必要)であること(以下、総称して「参加希望者」という。)

- ② 共同企業体で参加する場合は、参加意向申出書に代表企業名を明記し、代表企業が提案手続きを行う窓口となること。
- ③ 設計業務において、建築士法(昭和25年法律202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 単体企業又は共同企業体の構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者がいる場合、提案様式第3号「技術者配置予定書」にその内容を明記すること。

(2) 本業務の参加希望者は、次の共通事項を満たしていることを条件とする。

- ① 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱(以下「要綱」という。)第4条に該当すること。

《条文の内容》

(参加資格)

第4条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に該当する者とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 当該年度の海老名市競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者であること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱(平成21年4月1日制定)の規定による停止措置を現に受けていない者であること。
- (3) 当該業務に必要な能力等を有する者であること。

- ② 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当すること。
- ④ 銀行取引停止となっていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑥ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものを当該工事に専任で配置すること。

- ⑦ 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。ただし、法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く。
- ⑧ 海老名市立下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注業務の履行に関し、諸規定を遵守できること。
- (3) 本業務の参加希望者のうち、設計、監理及び建設の業務に当たる者は各々、次の事項を満たしていることを条件とする。
- なお、複数の事項を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての事項を満たすこととする。
- ① 設計・監理に当たる者は、次の要件を満たすこと。
- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、一級建築士が 2 人以上所属していること。
- イ 管理技術者を 1 人、業務主任者を 1 人以上配置し、管理技術者は 1 級建築士とし、かつ実務経験年数が 10 年以上であること。
- ウ 平成 18 年 4 月 1 日以降に完成した木造建築物で延床面積 500 m<sup>2</sup>超かつ 2 階建て以上の保育園の設計・監理業務実績（平成 28 年 8 月 24 日現在、設計・監理中のものも含む）を有すること（構造及び設備のみは不可）。
- ② 建設に当たる者は、次の事項を満たすこと。
- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく「建築工事業」の建設業許可を有していること。
- イ 平成 18 年 4 月 1 日以降に完成した国又は地方公共団体が発注した公共建築物で延床面積 500 m<sup>2</sup>超の新築又は増改築工事を施工した実績（平成 28 年 8 月 24 日現在、施工中のものも含む）を有すること（構造及び設備のみは不可）。
- ウ 平成 18 年 4 月 1 日以降に完成した木造建築物で延床面積 500 m<sup>2</sup>超の新築工事を施工した実績（平成 28 年 8 月 24 日現在、施工中のものも含む）を有すること（構造及び設備のみは不可）。
- エ 建築一式の経営事項審査の評価点が 900 点以上であること。
- オ 監理技術者及び現場代理人を各々配置すること。

## 《失格事項》

- (1) 参加希望者が次の事項に該当する場合は、失格とする。
  - ① この要項に定める手続以外の手法により、海老名市立下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
  - ② 参加意向申出書の提出後、契約締結までの間に参加資格要件等を失ったとき。
  - ③ 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定したとき。
  - ④ その他選定委員会が本要項に違反すると認めるとき。

## 6 業務実施上の条件

- (1) 業務の打ち合わせは、必要に応じて行うものとする。なお、議事録は受託者が作成すること。
- (2) 庁内、関係諸機関、保育園関係者、住民等への説明等を行う場合、受託者が出席し、説明等を行う。

また、必要な資料及び議事録は受託者が作成する。
- (3) 検討に必要な資料は貸与する。

## 7 技術提案書で求めるテーマ

提案書には次のテーマについて記入すること。

- また、提案に際し、「建て替えのコンセプト」及び「下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注要求水準書」に留意すること。
- (1) 使いやすさ、居心地のよさ、親しみやすさ、安全対策、周辺環境等に配慮した園舎・園庭について

※ 下今泉保育園のコンセプトを加味すること。
  - (2) 工事への市内業者の参加、事業者としての地域貢献に対する考え方及び市への協力体制について
  - (3) 設計・施工一括発注方式による工期短縮及び工事費用の削減（設計・工事費）について
  - (4) 維持管理経費の削減について

## 8 提出書類の作成及び記入上の留意事項

### (1) 書類の入手

海老名市ホームページからダウンロード

### (2) 基本事項

各様式の枠の微調整は可とするが、文字サイズは 12 ポイントを基本とし、書体は任意とする。

### (3) 使用する言語、通貨及び単位

提出書類の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び日本の標準時・計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

### (4) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

記入に当たっては、各様式に記入している注意事項にも留意すること。

| 様式                                   | 主な記入内容及び留意事項 |
|--------------------------------------|--------------|
| 要綱第 1 号様式<br>プロポーザル方式参加<br>意向申出書     | ・参加の申出。      |
| 要綱第 4 号様式<br>プロポーザル方式提案<br>書等提出意思確認書 | ・提案書等の提出意思。  |

※ 要綱…海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱

| 様式   | 主な記入内容及び留意事項   |
|--|--|
| 提案様式第 1 号<br>会社概要書<br>(共同企業体の場合、<br>各々に作成) | ・事務所所在地。<br>・会社沿革。<br>・建築一式の経営事項審査。<br>・社員の分野、資格。<br>・平成 25 年度から平成 27 年度までの財務状況。 |

|  |  |
|--|--|
| <p>提案様式第2号<br/>業務実績書<br/>(設計・監理)</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月1日以降に完成した木造建築物で延床面積500㎡超かつ保育園の設計業務実績(平成28年8月24日現在、設計・監理中のものも含む。構造及び設備のみは不可)。</li> <li>・記入は3件以内とし、1業務につき1枚とする。</li> </ul>  |
| <p>(工事)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月1日以降に完成した公共建築物で延床面積500㎡超の新築又は増改築工事を施工した実績(平成28年8月24日現在、施工中のものも含む。構造及び設備のみは不可)。</li> <li>・平成18年4月1日以降に完成した木造建築物で延床面積500㎡超の新築工事を施工した実績(平成28年8月24日現在、施工中のものも含む。構造及び設備のみは不可)。</li> <li>・記入はそれぞれ3件以内とし、1業務につき1枚とする。</li> </ul> |
| <p>提案様式第3号<br/>技術者配置予定書<br/>(共同企業体の場合、各々に作成)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者について記入。</li> <li>・監理の中立性・独立性について記入。</li> </ul>  |
| <p>提案様式第4号<br/>配置予定技術者経歴書<br/>(共同企業体の場合、各々に作成)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者の経歴等。</li> <li>・平成28年8月24日現在、手持ちの業務。</li> <li>・平成18年4月1日以降に配置予定技術者が参画した主要業務。</li> <li>・公共的施設・木造建築物等、同種業務に関するもの。</li> <li>・記入は3件以内とし、1人につき1枚とする。</li> </ul>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>提案様式第5号<br/>工程表</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程計画。</li> <li>・ 簡潔に記入。</li> <li>・ A3判横書き。</li> <li>・ 本様式に依り難い場合、A3判1枚（片面、横向き）で別途に作成しても構わない。</li> </ul>   |
| <p>提案様式第6号<br/>技術提案書</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7項のテーマについて。</li> <li>・ 各テーマ、それぞれA4判1枚（片面、横向き）とする。</li> <li>・ 各テーマに対する基本的な考え方を記入すること。</li> <li>・ 特定の者が判断できる記載（社名等）はしないこと。</li> <li>・ テーマ(1)については、特に次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ A4判で作成した文章を補完する敷地配置図（駐車場、遊具、プール及び敷地内通路等を含む）、平面図、立面図、イメージ図をそれぞれA3判1枚（片面・横向き）で作成（カラー可）し、この順序に揃えること。</li> <li>▶ イメージ図は全体構想、周辺との調和等が分かるようにすること。</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>提案様式第7号<br/>見積書</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務に係る参考見積もり。</li> <li>・ 金額は税抜きで記入すること。</li> <li>・ 金額は半角、アラビア数字で記入すること。</li> <li>・ 必要と考える業務も記入すること。</li> </ul>  |
| <p>提案様式第8号<br/>質問書<br/>※ 質問がある場合のみ</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メールでの質問とする。</li> <li>・ 審査に支障をきたす質問及び本業務の実施に必要な質問は不可。</li> </ul>   |



イ 方法 随時、海老名市ホームページに掲載。ただし、軽易な質問については、質問者に直接、電話等で回答する場合がある。

③ 要綱様式第1号「プロポーザル方式参加意向申出書」の提出期限等

ア 期限 平成28年9月16日（金）

※ 必着。持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）。土・日・祝は除く。

イ 場所 本プロポーザル事務局

ウ 部数 10部（正本1部、副本9部）

※ 参加意向申出書は正本にのみ添付。

エ 製本 各様式はステープルはせず、部単位で様式順に揃え、左側に2つ穴を開けた上、ひも等で整えること。

また、各様式記入事項を証する書類は部単位で関係する様式順に揃え、左側に2つ穴を開けた上、様式とは別にひも等で整えること。

なお、A3判の書類はいずれも三つ折りにすること。

オ 方法 持参、郵送又は宅配のいずれの方法でも構わない。

書類の媒体は、電子のみは不可。

カ 留意 次の様式等も一緒に提出すること。

- ・ 提案様式第1号「会社概要書」
- ・ 提案様式第2号「業務実績書（設計・監理）（工事）」
- ・ 提案様式第3号「技術者配置予定書」
- ・ 提案様式第4号「配置予定技術者経歴書」
- ・ 各様式記入事項を証する書類

※ 提案様式第1号及び提案様式第4号は共同企業体の場合、各々に作成すること。

※ 共同企業体を結成する場合、異業種特定建設共同企業体協定書も併せて提出すること。

④ 「プロポーザル方式参加資格確認結果通知書」の発送日等

ア 発送日 平成28年9月23日（金）予定

イ 方法 郵送

⑤ 「プロポーザル方式関係書類提出要請書」の発送日等

ア 発送日 平成 28 年 9 月 23 日（金）予定

イ 方法 郵送

⑥ 要綱様式第 4 号「プロポーザル方式提案書等提出意思確認書」の提出日等

ア 提出日 平成 28 年 10 月 3 日（月）及び 4 日（火）

※ 持参のみ可。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（最終日は正午まで）。

イ 場所 本プロポーザル事務局

ウ 部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※ 提案書等提出意思確認書は正本にのみ添付。

エ 製本 各様式はステープルはせず、部単位で様式順に揃え、左側に 2 つ穴を開けた上、ひも等で整えること。

また、各様式記入事項を証する書類は部単位で関係する様式順に揃え、左側に 2 つ穴を開けた上、様式とは別にひも等で整えること。

なお、A 3 判の書類はいずれも三つ折りにすること。

オ 方法 持参のみ可。 ※ 書類の媒体は、電子のみは不可。

カ 留意 次の様式等も一緒に提出すること。

- ・提案様式第 5 号「工程表」
- ・提案様式第 6 号「技術提案書」
- ・提案様式第 7 号「見積書」

⑦ 「一次審査結果通知書」の発送日等

ア 発送日 平成 28 年 10 月 14 日（金）予定

イ 方法 郵送

⑧ 「二次審査結果通知書」の発送日等

ア 発送日 平成 28 年 10 月 25 日（火）

イ 方法 郵送 ※ 市ホームページでも公表する。

## 9 審査方法等

審査は、海老名市立下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注事業者選定委員会にて行う。

### (1) 一次審査（書類審査）

選定委員会において、あらかじめ定められた評価基準に基づき参加意向申出書等を公正に審査し、二次審査のヒアリング要請を行う。ただし、二次審査に諮るのは原則、5者以内とする。

※ 実施予定日…平成28年10月中旬予定。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

二次審査となるプレゼンテーション及びヒアリングについては、一次審査で選定された者に別途通知する。

選定委員会は、一次審査により選定した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、選定業者1者、次点者1者を選定する。

※ 実施予定日…平成28年10月24日（月）。午前予定。

※ 実施方法…1者につき30分程度（説明及び質疑）とし、出席者は、このプロポーザルを担当する技術者（設計・工事の各主担当）を含め5人までとする。

## 10 資格確認及び審査の基準

### (1) 資格確認

「別紙2 資格確認基準」を参照。

### (2) 審査

「別紙3 一次審査基準」及び「別紙4 二次審査基準」を参照。

## 11 最優秀者の取り扱い等

(1) 特定された最優秀者に対し、本業務に係る委託契約の第一交渉権が与えられ、市長は、第一交渉権を与えられたものと契約の交渉を行う。

(2) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款による。

(3) 特定された者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交

渉を行う。

## 12 留意事項

- (1) 海老名市議会において予算が提案どおり議決されなかった場合、本件については無効とする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、参加希望者は、その費用を請求することはできない。
- (2) 海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当するため、仮契約を締結し、議会の決議を得た後本契約として成立する。議会の決議が得られない場合には、仮契約を無効とする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、参加希望者は、その費用を請求することはできない。
- (3) 本プロポーザルに関する情報は海老名市ホームページに公開するので随時、確認すること。
- (4) 提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出費用の旅費等を含む。）は、各参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。
- (5) 海老名市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (6) 提出された書類は審査等において必要に応じ複写する。
- (7) 提出された書類は、海老名市情報公開条例の対象となることに留意して作成すること。
- (8) 提出書類に虚偽の記入を行った場合は、当該提出書類を無効とするとともに、記入を行った応募者に対して参加資格を停止することがある。
- (9) 書類の提出後、原則として提出書類に記入された内容の変更は認めない。ただし、配置予定技術者について、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、同等以上の者であるとの海老名市の了解を得なければならない。
- (10) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、海老名市との契約関係を生じるものではない。
- (11) 契約書は取り交わすものとし、海老名市が作成する。ただし、契約締結に必要な

な費用は受託者の負担とする。

- (12) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（提案様式第 10 号）を提出すること。
- (13) プロポーザルは受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (14) 現地説明会は開催しない。なお、現地見学を行いたい場合、本プロポーザル事務局に連絡をすること。
- (16) 海老名市 ISO14001 認証取得に伴う公共工事環境配慮マニュアルが適用となるため、これに基づき、環境に配慮した業務を行うこと。
- (17) この実施要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずるものとする。
- (18) この実施要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

### 13 法令の遵守

本業務の実施に際し、建築基準法、消防法、児童福祉法、その他関係法令・規則等を確実に遵守しなければならない。

### 14 官公署の手続き

官公署の手続きは、全て受託者の責任と負担において行うこと。

### 15 事務局

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市保健福祉部子育て支援課

電話 046-231-2111(代表) 内線 448

046-235-4824 (直通)

メールアドレス kosodate-shien@city.ebina.kanagawa.jp

## 下今泉保育園建て替え工事設計・施工一括発注事業者の審査要領

### 1 審査日時等

#### (1) 一次審査（書類審査）

平成 28 年 10 月 12 日（水）午前 9 時から、706 会議室

#### (2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

平成 28 年 10 月 24 日（月）午前 9 時 30 分から、704 会議室

※ 午前 9 時から、指定管理者選定委員会を実施予定。

※ 応募者から提出された申請書類を基に、事務局が行う資格確認において、プロポーザル参加資格を有する者を対象に実施する。

### 2 審査方法

#### (1) 一次審査

① 応募者から提出された書類について、審査基準に基づき採点する。

② 採点結果は、審査表（別途に配布）に記入する。

※ 10 月 11 日（火）午後に回収させていただきます。これ以前に採点が終了した場合は、お手数ですが、事務局へ連絡ください。

③ 各委員の採点結果を事務局が集計する。

④ 集計結果に基づき、二次審査対象事業者を選定する。

※ 原則、5 者以内。

※ 選定委員の合計点を満点の合計点で除した点数が 6 割に満たない場合は失格とする。

⑤ 書類について

・参加希望者からプロポーザル方式参加意向申出書、会社概要等が 8 月 24 日（水）から 9 月 16 日（金）までの間に提出されますので、順次配布します。

・参加希望者から技術提案書の書類提出が 10 月 3 日（月）・4 日（火）に提出されますので、順次配布します。

#### (2) 二次審査

① 一次審査を通過した事業者について、プレゼンテーション及びヒアリング（1 者 30 分間）を行い、採点する。

② 各委員の採点結果を事務局が集計する。

③ 集計結果に基づき、事業者候補を選定する。

※ 選定委員の合計点を満点の合計点で除した点数が 6 割に満たない場合は失格とする。

### 3 資格確認及び審査の基準

別紙のとおり

### 4 スケジュール

別紙のとおり

## 別紙1 スケジュール概要

| 提出期間、発送日等  | 提出書類等  |
|--|--|
| 平成 28 年  |  |
| 8月24日(水)<br>～9月8日(木)<br><u>最終日は正午まで</u>                  | ・提案様式第8号「質問書」  |
| 8月24日(水)<br>～9月13日(火)                                    | ・質問へ事務局から回答  |
| 8月24日(水)<br>～9月16日(金)<br><u>最終日は正午まで</u>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱様式第1号「プロポーザル方式参加意向申出書」</li> <li>・提案様式第1号「会社概要書」</li> <li>・提案様式第2号「業務実績書(設計)(工事)」</li> <li>・提案様式第3号「技術者配置予定書」</li> <li>・提案様式第4号「配置予定技術者経歴書」</li> <li>・各様式記入事項を証する書類</li> </ul> <p>※ 提案様式第1号及び提案様式第4号は共同企業体の場合、各々に作成すること。</p> <p>※ 共同企業体を結成する場合、異業種特定建設共同企業体協定書も併せて提出すること。</p> |
| 9月23日(金) 予定  | ・「プロポーザル方式参加資格確認結果通知書」及び<br>「プロポーザル方式関係書類提出要請書」を事務局から発送  |
| 10月3日(月)<br>及び4日(火)<br><u>最終日は正午まで</u><br><u>※ 持参のみ可</u> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱様式第4号「プロポーザル方式提案書等提出意思確認書」</li> <li>・提案様式第5号「工程表」</li> <li>・提案様式第6号「技術提案書」</li> <li>・提案様式第7号「見積書」</li> </ul>   |
| 10月中旬予定  | ・一次審査(書類審査)  |
| 10月14日(金) 予定   | ・一次審査結果通知書を事務局から発送   |
| 10月24日(月)<br>午前予定  | ・二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)  |
| 10月25日(火) 予定   | ・二次審査結果通知書を事務局から発送   |

※ 詳細は、「8 提出書類の作成及び記入上の留意事項」及び「9 審査方法等」を参照(添付書類、書類の提出期限等についての補足説明あり)。

別紙2 資格確認基準

資格の確認

| 確認項目                      | 確認の着目点 |   | 確認 |
|---------------------------|--------|---|----|
| 会社概要及び業務実績<br><br>(設計・監理) | 業務執行力  | 建築士法（昭和25 年法律第202 号）第23 条第1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けているか。                         |    |
|                           |        | 一級建築士が2 人以上所属しているか。   |    |
|                           |        | 平成18年4 月1 日以降に完成した木造建築物で延床面積500㎡超かつ2 階建て以上の保育園の設計業務実績（設計中も含む）を有するか（構造、設備のみは不可）。 |    |
|                           |        | 管理技術者を1 人、業務主任者を1 人以上配置し、管理技術者は1 級建築士とし、かつ実務経験年数が10 年以上であるか。                    |    |
| 会社概要及び業務実績<br><br>(施工)    | 業務執行力  | 建設業法（昭和24 年法律第100 号）に基づく「建築工事業」の建設業許可を有しているか。                                   |    |
|                           |        | 平成18年4 月1 日以降に完成した公共建築物で延床面積500 ㎡超の新築又は増改築工事を施工した実績（施工中も含む）を有するか（構造、設備のみは不可）。   |    |
|                           |        | 平成18年4 月1 日以降に完成した木造建築物で延床面積500㎡超の新築工事を施工した実績（施工中も含む）を有するか（構造、設備のみは不可）。         |    |
|                           |        | 建築一式の経営事項審査の評価点が900点以上であるか。   |    |
|                           |        | 監理技術者及び現場代理人を各々配置しているか。   |    |

別紙3 一次審査基準

一次審査（書類）

| 審査項目       | 審査の着目点                             |   | 配点 |
|------------|------------------------------------|---|----|
| 業務執行体制     | 中立性・独立性                            | 監理の中立性、独立性が確保されているか。  | 5  |
|            | 協力体制                               | 業務の目的、コンセプト、条件、内容等を適切に理解しており、建て替え工事について、市への協力体制が見られるか。          | 5  |
| 事業者・技術者の実績 | 設計の実績                              | 事業者・技術者の設計に関する実績。   | 5  |
|            | 施工の実績                              | 事業者・技術者の施工に関する実績。   | 5  |
| 技術提案等      | 機能性・効率性                            | 園児、保護者、保育士及び調理師が使いやすいように機能性・効率性に配慮しているか。                        | 10 |
|            | 快適性                                | 園児が居心地のよさ、親しみ、自然を感じることができるように、また保護者が安心して園児を預けることができるように配慮しているか。 | 10 |
|            | 安全性                                | 安全対策（防災・防犯）に配慮しているか。  | 10 |
|            | 地域への配慮                             | 近隣の建物・自然環境その他周辺地域との調和に配慮しているか。                                  | 10 |
|            | 地域参加                               | 工事への市内業者の参加、事業者としての地域貢献に対する考え方があるか。                             | 10 |
|            | 設計・施工の効果及び適正な工期                    | 設計・施工一括発注方式による工期短縮が図られており、適正な工程計画であるか。                          | 5  |
|            | 設計・施工の効果                           | 設計・施工一括発注方式による工事費用の縮減が図られているか。                                  | 5  |
|            | 積算の妥当性                             | 業務の規模及び内容に見合った見積額であるか（大きくかけ離れていないか）。                            | 5  |
|            | 維持管理                               | 維持管理費の削減に配慮しているか。   | 5  |
| 独自性        | 業務の目的を達成するため、新しいコンセプトによる的確な提案があるか。 | 10  |    |

別紙4 二次審査基準

二次審査（ヒアリング及びプレゼンテーション）

| 審査項目  | 審査の着目点            |   | 配点 |
|-------|-------------------|---|----|
| 技術提案等 | 機能性・効率性<br>(部屋割り) | 園舎内の部屋割りが園児、保護者、保育士及び調理師の視点に立った適正（使いやすい、過ごしやすい）なものであるか。         | 10 |
|       | 機能性・効率性<br>(施設配置) | 建物、園庭、駐車場、遊具等の配置が園児、保護者、保育士及び調理師の視点に立った適正（使いやすい、過ごしやすい）なものであるか。 | 10 |
|       | 快適性               | 園児が居心地のよさ、親しみ、自然を感じることができ、また保護者が安心して園児を預けることができる園舎・園庭であるか。      | 10 |
|       | 安全性               | 安全対策（防災・防犯）に実現性、実効性があるか。  | 10 |
|       | 地域への配慮            | 近隣の建物・自然環境その他周辺地域との調和が取れているか。                                   | 10 |
|       | 地域参加              | 工事への市内業者の参加、事業者としての地域貢献について、実現性があるか。                            | 10 |
|       | 設計・施工の効果及び適正な工期   | 設計・施工一括発注方式による工期短縮が図られており、適正な工程計画であるか。                          | 5  |
|       | 設計・施工の効果          | 設計・施工一括発注方式による工事費用の削減が適切であるか。                                   | 10 |
|       | 維持管理              | 維持管理費の削減が適切であるか。  | 10 |
|       | 独自性               | 新しいコンセプトによる提案が適切であり、実現性があるか。                                    | 15 |